

こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
 (内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、
 文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 (幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

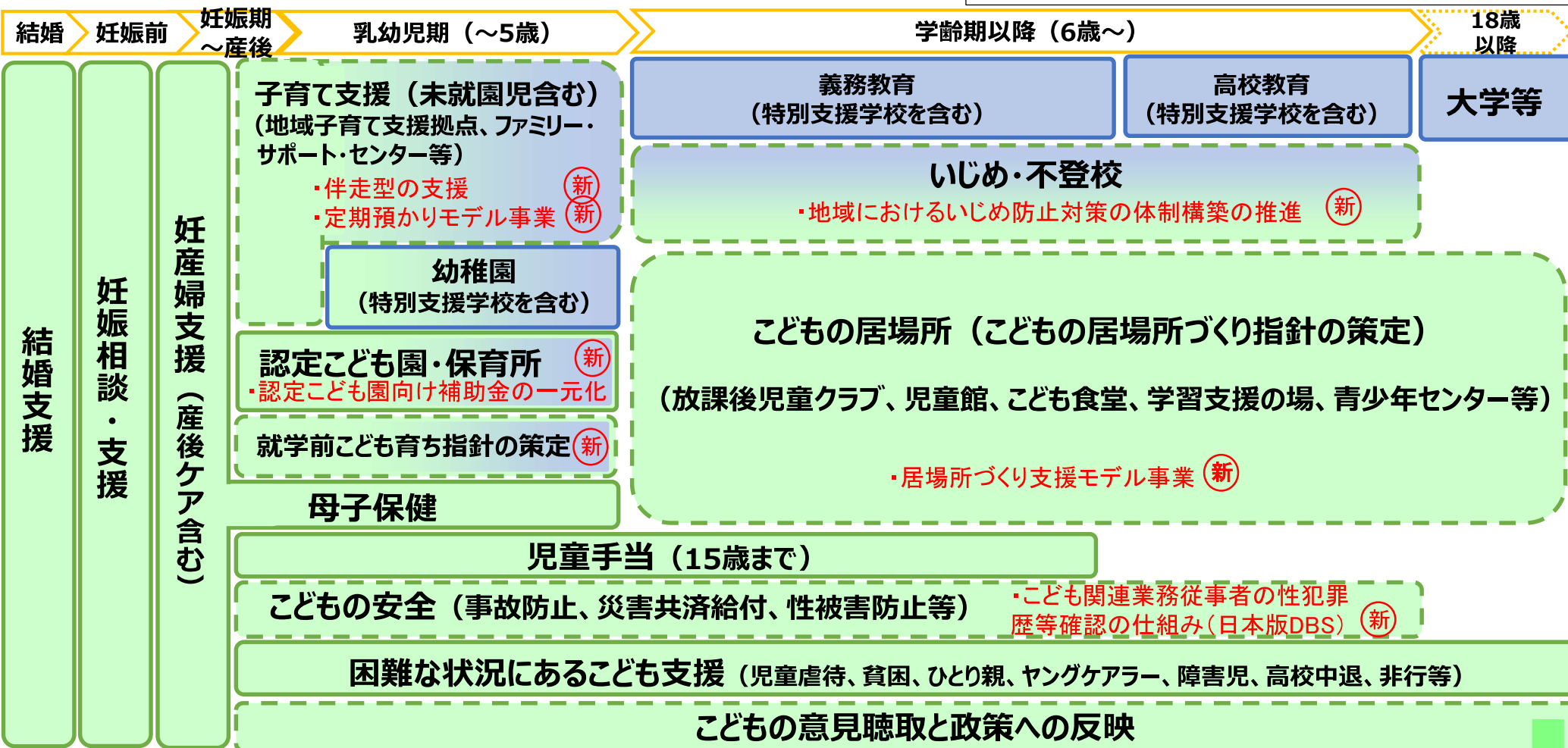
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

- ・  は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
- ・ 赤字は主な新規事業



令和5年度 こども家庭庁関連予算概算要求のポイント

は、令和3年度補正予算

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆3,557億円+事項要求
 - 子ども・子育て支援新制度の推進
 - 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - 認定こども園向け補助金の一元化
 - 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度（月額9,000円）引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援 1,099億円の内数+事項要求
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
 - NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - 「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円（安心こども基金）

- こどもの安全・安心 23億円
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
 - 災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 60億円
 - 地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 3億円
 - 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 171億円
 - 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
 - 母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化 5,196億円+事項要求
 - 高等教育の修学支援新制度の実施

育成環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,741億円
 - 児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
 - 包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
 - 未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円（安心こども基金）

- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,806億円
 - 必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化 4,721億円
 - 児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - 社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 307億円の内数
 - ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
 - こどもの貧困対策の推進
 - 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討